

◎開会の宣告

(午後1時00分)

○議長（大塚純一郎君） こんにちは。

会議に先立ちましてお願いを申し上げます。

本日、午後2時46分、東日本大震災が起きて丸11年となります。

犠牲になられました方々を悼み、1分間の黙祷を捧げたいと思います。

会議中であるかもしれませんが、ご協力をよろしくをお願いを申し上げます。

それでは、定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎予算特別委員会委員長の審査報告

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第23号、日程第2、議案第24号、日程第3、議案第25号、日程第4、議案第26号、日程第5、議案第27号、日程第6、議案第28号、日程第7、議案第29号、日程第8、議案第30号、日程第9、議案第31号、日程第10、議案第32号までを議題といたします。

議案第23号から議案第32号までは、予算特別委員会に付託してありますので、予算特別委員会の委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員会委員長、鈴木好行君。

11番、鈴木好行君。

〔予算特別委員会委員長 鈴木好行君 登壇〕

○11番（鈴木好行君） 予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を只見町議会会議規則第77条の規定により報告します。

本件は、令和4年3月8日、9日、10日の3日間にわたり委員会を開催し慎重に審査いたしました。

議案第23号 令和4年度只見町一般会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。(1)委託料のうち、特に指定管理料においては、年々増加の傾向にあるが、その設置目的の達成のため、指定管理者と連携を強化し、事業の執行に努められたい。また、補助金・負担金事業においては、本来の目的を達成するため、事業

の精査を十分に行うとともに、負担金、補助及び交付金については、交付による事業効果の検証を厳格に実施されたい。

2、議案第24号 令和4年度只見町国民健康保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

3、議案第25号 令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。(1)基金繰入金が増加し、運営が年々厳しくなると思われる。来年度以降の財源対策に努めること。

4、議案第26号 令和4年度只見町後期高齢者医療特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

5、議案第27号 令和4年度只見町介護保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

6、議案第28号 令和4年度只見町介護老人保健施設特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

7、議案第29号 令和4年度只見町地域包括支援センター特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

8、議案第30号 令和4年度只見町簡易水道特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

9、議案第31号 令和4年度只見町集落排水事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

10、議案第32号 令和4年度只見町朝日財産区特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） ただ今、委員長から報告がありましたが、これに対して何か質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

それでは、鈴木委員、自席にお戻りください。

次に、議案ごとに準じ、討論・採択を行います。

議案第23号 令和4年度只見町一般会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数。

よって、議案第23号は可決されました。

続いて、日程第2、議案第24号 令和4年度只見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

今議会でも、この会計については、一般質問の中で、協会健保と比較しても、国民健康保険税が高額になっている。これは全国知事会、市町村会、町村長会。これでも政府に1兆円の予算の財源支出を求めていることも例に挙げて質疑いたしました。今回の議案については、まだ広域連合からの負担金の金額については確定の、（聴き取り不能）にありますけれども、しかし、国保税については6月会議で本算定されるということになっております。私はやはりこの間、高い国保税を引き下げるべきだということを一貫して主張してまいりました。その点がまだ、この予算では確定しておりませんので反対せざるを得ません。

以上が反対理由であります。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで討論を終わります。

これから令和4年度只見町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第24号 令和4年度只見町国民健康保険事業特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、令和4年度只見町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第25号 令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第25号は可決されました。

続いて、日程第4、議案第26号 令和4年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論ありますか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論を行います。

私はこの後期高齢者医療特別、医療会計制度、この制度そのものに反対であります。既に後期高齢者には、令和4年度・5年度の保険料、均等割・所得割についても値上げの通知が

各加入者に届いております。で、私は何故、この制度を反対するかという点でありますけれども、診療所の会計においても、入院収入、それから診療所の外来収入においても、後期高齢者の収入金額が国民健康保険、それから社会保険加入者と比べても圧倒的に多くなっている。これは75歳以上になれば、高齢になればなるほど、やはり長年培ってきた体に異変が生じて、一つだけじゃなくて複数の科に掛からざるを得ないという状況に置かれておると思っています。その結果がこういう診療所の収入の結果に表れているというふうに思っています。私が一番、この制度導入で思い出すのは、当時の大臣が国会で議論になっている時に、枯れ木に水をやるようなものだという発言をして更迭されたこと記憶しております。これは、社会保障を削るということにはほかなりません。そして、この広域連合での医療費が多くなれば保険料が高くなるという、この制度、要するに、社会保障費に国が金を出さずじゃなくて、保険者に金を出させる。こういう制度がこの制度の根本にあるというふうに私は思っております。社会保障制度、そして、この後期高齢者医療保険制度。もっと国は金を出して、75歳以上の、現制度であれば75歳以上の方達にもっと安心して医療に掛かれるようにすべきだというふうに思っております。また同時に、今年の10月からは現役所得並、いわゆる200万以上の収入のある人は1割負担から、本人負担が1割から2割にするということも含めて、国のこの制度の在り方、個人に負担を求めていく。これはまさに、逆転の発想です。社会保障制度の逆転の発想だというふうに思っておりますので、私はこの案件については反対いたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで討論を終わります。

これから令和4年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第26号 令和4年度只見町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、令和4年度只見町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第27号 令和4年度只見町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案27号は可決されました。

続いて、日程第6、議案第28号 令和4年度只見町介護老人保健施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第28号は可決されました。

続いて、日程第7、議案第29号 令和4年度只見町地域包括支援センター特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第29号は可決されました。

続いて、日程第8、議案第30号 令和4年度只見町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

○議長（大塚純一郎君） 討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第30号は可決されました。

続いて、日程第9、議案第31号 令和4年度只見町集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第31号は可決されました。

続いて、日程第10、議案第32号 令和4年度只見町朝日財産区特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第32号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第33号 只見町公の施設における指定管理者野指定について、議案第34号 只見町森林整備計画の策定について、議案第35号 工事請負契約の変更について、同意第1号 只見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第2号 只見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5として、日程第11以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号、議案第34号、議案第35号、同意第1号、同意第2号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第33号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第1、議案第33号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、5番、小沼信孝君の退席を求めます。

〔5番 小沼信孝君 退席〕

○議長（大塚純一郎君） それでは議案の説明を求めます。

観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、議案第33号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

これにつきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、公の施設を指定管理者として指定をするというものでございます。

一つといたしまして、指定管理者に管理を行わせる施設の名称でございますが、施設の位置、只見町大字只見字新屋敷下2508番地の8。施設の名称であります、只見保養センター ひとつぷろまち湯であります。

二つ目といたしまして、指定管理者となる団体でございますが、所在地、只見町大字長浜字唱平13-1。団体の名称といたしまして、おぬま。代表者は小沼孝典氏であります。

3番、指定管理者といたしまして管理を行わせる期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっております。

本施設、保養センターでございますが、現指定管理者の契約が今年度末で満了となることから、令和3年10月1日から29日までの間、新年度以降の指定管理者の募集を行ったところでございますが、残念ながら応募がございませんでした。その後、募集内容の再検討を行いまして、一部、業務範囲の見直しを行ったうえで、令和4年1月28日から2月15日までの間、再募集をさせていただきました。そうしたところ、今回ご提案した団体1件、申請がございましたので、只見町公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例。これに基づきまして、2月24日に指定管理者の選定審議会を開催をさせていただきました、応募団体におきましては指定管理者候補者として適当であるということとしていただきましたので、今議会に指定管理者としてのご提案をするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 指定管理の期間についてお伺いいたします。

昨年度ですね、森林の分校は、運営体制のようなところから指定管理期間を短くいたしました。本年のところは予定どおりと申しますか、5年のままでございます。そういったところの審査の内容をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今回の、そもそも募集というところで、募集のタイミングの中で、令和4年から令和9年までと、の5年間ということで、当初、募集を行っております。そういった中で5年間の事業というような認識の中で、今回、団体が応募されたというふうに承知をしております。前回、ご指摘の指定管理の審査会の中では、期間を短くしてといったようなご意見いただいておりますが、今回の指定管理者の選定審議会の中ではそういったご意見はございませんでしたので、内容適当ということで報告をいただいたものでございますので、応募の期間5年間ということで今回ご提案をさせていただいているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第33号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決  
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

小沼議員の復席を許可いたします。

〔5番 小沼信孝君 復席〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 次に、追加日程第2、議案第34号 只見町森林整備計画の策定に  
ついてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第34号 只見町森林整備計画の策定についてご説明申し  
上げます。

只見町森林整備計画を別紙のとおり策定することについて、只見町議会基本条例第17条  
第1項第7号の規定により、議会の議決をいただきたいものでございます。

この只見町森林整備計画につきましては、国が策定する森林林業基本計画、さらには全国  
森林計画、県が策定いたします会津地域森林計画に基づいて只見町が策定をいたします令和

4年4月から10年間の町内の民有林における森林整備の基本方針を示すものでございます。

森林整備計画につきましては、5年ごとに樹立することから、今回新たな計画を策定することになります。計画につきましては、1月21日から1ヶ月の縦覧を経て、国・県の関係機関との本協議まで終了いたしまして、今回、議会の本会議での承認を得て、本年4月1日からの施行を予定をしておるものでございます。

計画の内容の大幅な変更事項等はございませんで、概ね、前の計画のとおりでございますが、内容についてご説明をしたいと思います。

ページをお開きいただきまして、1ページをご覧をいただきたいんですけども、1ページ目につきましては森林整備の現状と課題についてということで、こちらにつきましては、中ほど、ちょっと見にくいんですけども、昨年、県立自然公園が越後三山只見国定公園等に編入されたことから、この中の面積等も変更をさせていただいております。

1ページの下段から4ページの上段までは、森林整備と森林施業の合理化に関する基本方針について。さらに、4ページから12ページまでは、樹種ごとの伐採に係る標準伐採例、人工造林の対象樹種、標準的な植栽方法等々の標準的な基準についてを記載をさせていただきまして、12ページの下段から18ページにおきましては、公益的機能の機能別の森林に関する事項について、県で策定いたしました会津地域森林計画に基づき記載をしております。

15ページをお開きいただきますと、この中に表がございまして、土地に、その中段というか、2段目に、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と、546ヘクタールとございますが、こちらにつきましては、ふくしま緑の森づくり公社の分収造林契約地となっております。さらには、16ページにあります快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林681ヘクタールにつきましては、田子倉湖周辺の森林ということになります。15ページの1段目の水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林というものと、併せて、17ページ上段の伐期の延長を推進すべき森林というものは、先ほどお話をさせていただいた公社造林と田子倉湖周辺の森林を除いた町内の民有林の森林でございます。17ページの長伐期施業を推進すべき森林1227.77ヘクタールにつきましては、ふくしま緑の森づくり公社の分収造林地と田子倉湖周辺の森林の合計値ということになります。こちらにつきましては、いずれも新たな区域の追加であったり変更等は今回ございません。

19ページから21ページにつきましては、森林施業の共同化や施業の受委託、作業路網等に関する事項について記載をしております、22ページから23ページ上段の基幹路網の整備計画につきましては、今後必要と思われる既設林道の改良計画等を記載させていただきます。

23ページ下段から25ページ上段につきましては、林業従事者の養成確保や林業機械の導入目標について。25ページ中段からは林産物の生産、加工、販売施設の整備計画状況について記載をさせていただきます。

ユネスコエコパークに相応しい森林資源等を活かしたエネルギー利用として季の郷湯ら里等に薪ボイラー整備を検討をしております、その計画に合わせ、燃料となる薪の提供体制を検討する旨、こちらのほうに記載をさせていただきます。

26ページ中段から27ページ中段は超獣害の防止に関する事項でございます。ニホンザルであったり、イノシシ、ツキノワグマ等が集落付近に頻繁に出没をしていることから、里山付近の森林整備を実施し、地域住民の安心安全を確保することとさせていただきます。

27ページ下段から29ページは、その他森林の整備のために必要な事項ですけれども、変更点は特にございません。

28ページ以降の数値については森林計画について、この区域により計画を策定するようになるものでございます。

以上、説明させていただきましたが、国・県の上位計画に適合させ、逸脱することのないようなことが前提で、森林保全、森林管理に関する計画ということの内容になりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ありません。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第34号 只見町森林整備計画の策定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第35号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第3、議案第35号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第35号 工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を変更する。

1、契約の目的、檜戸集会施設新築工事（建築・機械）。2、契約の相手方、只見町大字寄岩字居平58、三瓶工務店、代表、三瓶一也。3、変更内容、請負金額、変更前4,785万円、変更後5,399万3,500円。

増額として614万3,500円となります。

今回の変更の内容につきましては、大きく分けて2点ございます。

まず1点目でございますけれども、只見町工事請負契約約款第25条の第5項に定めます、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となった時は、発注者または受注者は請負代金額の変更を請求することが

できるということが定められてございまして、それに基づく受注者からの請求によるものでございます。具体的な請求理由ということでございますけれども、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響で木材の価格高騰、供給停止等、さらには製品の流通の滞りなどの社会的影響を受けたことによる主要な工事材料価格の著しい変動によるものでございます。さらに具体的に申しますと、木材の単価でございますが、こちらが設計当初から約1.5倍となったというようなことによる単品スライド分というような表現になりますけれども、木材の関係で、金額的には300万弱程度の差額が出ておると。計算式においてそういったようなことになってございます。

2点目としましては、設計変更によるものでございますが、具体的には現場づけの木工事にかかる材料費であったり、工作費の追加による設計の変更、その他金属工事の追加、塗装工事、内外装工事の数量計算変更によるもので、同じく300万円程度の金額の設計変更によるものがございます。

今回、このような形での設計変更と、契約の変更ということになりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 今ほど、木材の高騰で、というお話がありました。それである、今、報道されているのはウクライナ情勢によって、さらに木材の高騰が見込まれるというような報道もされております。この木材は、もう、既に確保していらっしゃるのか。それとも今後、発注でまた上がる見込みの木材になるのか。その辺のところを教えていただきたいのと、当然、工期変更もなっていると思いますけれども、工期はいつまでになっているのかをお聞かせ願います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 今回、檜戸集会施設ということで、今回の単品スライドというのは、実質の購入するための金額と設計との違いを出して、それに基づいての請求によっての変更ということになるわけでございますので、既に購入済みのものということになりま

す。

工期につきましては、工期延長してございまして、令和4年3月25日に工期変更をして  
ございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 年度またいで、また再度…

今、令和4年だよな。の3月25だよな。完成ということで考えていいんですか。それと  
もあの、年度またいでまた再度、工期の変更をするということで考えてよろしいんですか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 令和4年3月25日で竣工ということで今進めております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 価格変動に伴うのは当然であります、その見直しをされたというこ  
とは当然だと思います。ただ、何パーセント、価格が変動すれば、これを見直しするのか。  
その点をお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 計算式がございまして、主要、構造材とか、そういったもの、  
例えば鉄筋であったり、木材であったり、そういったものがあるんですけども、基本的  
には、その際、契約時の設計の単価と、実際に購入をした金額があるわけですけども、その  
金額から、その差額の請け差を割って、さらに契約金額の1パーセントを引いた金額で、金  
額が出た場合に単品スライドということになりますので、何パーセントということではなく、  
計算上、出るか・出ないかというようなことで単品スライドというものが出てきます。です  
ので、なかなか、実際、計算すると出ないんですけども、今回においては、こういった状  
況で木材価格が1.5倍となったというようなことで、こういった金額の変更が出てくると  
いうようなことでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。



これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第35号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第4、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

地方税法第423条第3項の規定に基づき、只見町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字小川字肘折1113番地。氏名、敬称を略させていただきます、目黒甚一郎。生年月日は記載のとおりでございます。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせ先例集の規定の基づき、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚純一郎君） ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第132条第2項の規定によって、立会人に、3番、酒井右一君、4番、菅家忠君を指名いたします。

ここで投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検いたします。

立会人は点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異常なしと認めます。

それでは、ただ今から投票を行います。

まず立会人より投票をお願いします。

次に、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

それでは開票を行いますので、酒井右一君、菅家忠君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成 11 票。

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 1 号 只見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

立会人は自席にお戻りください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第 5、同意第 2 号 只見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、続きまして、同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、只見町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので議会の同意をお願いするものでございます。

住所、只見町大字小林字下照岡 5 2 1 番地の 1。氏名、敬称を略させていただきます、舟木和一。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせ先例集の規定の基づき、無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第132条第2項の規定によって、立会人に、5番、小沼信孝君、6番、矢沢明伸君を指名いたします。

ここで投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検いたします。

立会人は点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異常なしと認めます。

それでは、ただ今から投票を行います。

まず立会人から投票願います。

次に、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

ここで投票を終わります。

開票を行います。

5 番、小沼信孝君、6 番、矢沢明伸君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君）　ここで選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成 11 票。

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第 2 号　只見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

立会人は自席にお戻りください。

ここで議場の出入口を開きます。

〔議場開ける〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎当法人が所有する建物ログハウスの利活用に関する陳情書

○議長（大塚純一郎君）　続いて、日程第 11、陳情 4-1　当法人が所有する建物ログハウスの利活用に関する陳情書を議題といたします。

お諮りをいたします。

この陳情については、議長並びに関係議員、酒井昭吉郎議員、菅家忠議員、小沼信孝議員、山岸国夫議員を除く議員全員で構成するログハウス等購入調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　ご異議なしと認めます。

したがって、この陳情は議長並びに関係議員を除く議員全員で構成するログハウス等購入調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

それでは、ログハウス等購入調査特別委員会の正副委員長は、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により委員の互選により決するとありますので、委員会で互選をお願いいたします。

なお、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 8 条第 2 項により、互選に関する職務

は年長の委員が行うと規定されておりますので、三瓶良一委員に臨時委員長をお願いいたします。

特別委員会の場所は本会議場といたします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで、ログハウス等購入調査特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議いたします。

当局は暫時、退席を願います。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時39分

○議長（大塚純一郎君） それでは、全員お揃いですので、開議します。

ログハウス等購入調査特別委員会の委員長に齋藤邦夫君、副委員長に佐藤孝義君が選任されましたのでご報告いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただ今、ログハウス等購入調査特別委員会に付託いたしました陳情4-1については、会議規則第46条第1項の規定によって、4月19日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情4-1については4月19日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定をいたしました。

審査を終了次第、委員長の責任において審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いをいたします。

ここで、審議途中でありますので、間もなく時間となりますので、暫時、休議させていただきます。

暫時、休議しますが、45分に集合してください。

黙とうがありますので、45分集合で黙とうをしてから再開したいと思います。

よろしくをお願いいたします。

休憩 午後 2 時 4 0 分

再開 午後 2 時 4 7 分

○議長（大塚純一郎君） それでは会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

○議長（大塚純一郎君） 日程第 1 2、陳情 4－2 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

陳情 4－2 については、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情 4－2 については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情 4－2 を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

したがって、陳情 4－2 については採択することに決定いたしました。



◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君）　　ここでお諮りをいたします。

山岸国夫議員より、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）、発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第6、追加日程第7として審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　　ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号、発議第2号を日程に追加し、追加日程第6、追加日程第7として議題とすることに決定をいたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕



◎福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

○議長（大塚純一郎君）　　追加日程第6、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君）　　発議第1号。

提案者、私、山岸国夫。賛成者、齋藤邦夫、鈴木好行、小沼信孝、佐藤孝義。4名の賛成者を得て提案いたします。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたし



ます。

裏面をご覧ください。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

福島県内の新型コロナ感染は、令和…

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） ただ今発言ありましたが、でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議（案）

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第7、発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 発議第2号提案いたします。

提案者、私、山岸国夫。賛成者は齋藤邦夫、鈴木好行、小沼信孝、佐藤孝義、4名の議員であります。

ロシアによりウクライナ侵略に断固抗議する決議。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。裏面ご覧ください。

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議。

去る2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻し、隣国の主権と領土を武力で踏みにじる暴挙に出た。これは国連憲章及び国際法に違反し、人道にも反する明らかな侵略であり、第2次世界大戦後の国際社会の秩序への無謀な挑戦である。また、核の使用をほのめかし、世界を恫喝するなど言語道断であり、断じて許すことができない。国際社会が連携し、この非道な侵略国に対して毅然とした対応で臨んでいかなければならない。

よって、本只見町議会は、ロシアによる前代未聞の暴挙に断固として抗議し、即時の進撃停止と完全撤退を求めるとともに、日本政府においては、在留邦人の安全確保に全力を尽くしながら、国際社会と強く連携し、経済制裁措置をはじめとする厳格な対応をとることを強く求める。

以上、決議する。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 提案者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提案者はお席にお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎休会中における所管事務等の調査の申出

○議長（大塚純一郎君） 次に、皆様のお手元に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所管事務等の調査につき、会議規則第73条の規定によりお手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申出があります。

町担当課におかれましては、調査にあたりまして準備等よろしくお願いいたします。

また、各委員会では調査等をよろしくお願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

3月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認、指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定をいたしました。



◎町長あいさつ

○議長（大塚純一郎君）　ここで、町長より、発言の申出がありますので、これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君）　それでは、発言の許可をいただきまして誠にありがとうございます。

令和４年只見町議会３月会議が散会されるにあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本３月会議は３月２日から本日までという、１０日間という長きに亘りましてご審議賜りまして誠にありがとうございました。

施政方針並びに提案理由の中で申し述べさせていただきました考え方に基づいて、各議案、予算案を提案させていただきました。

一般質問におかれましては議員各位から様々な視点からの一般質問をいただき、現状の課題、また、この先予見される事柄、そして提案等、様々な貴重なご意見を賜りましたこと改めて御礼申し上げます。

いただいたご意見等につきましては、しっかりと受け止めさせていただきまして、我々、私を先頭に、職員一丸となって、その新たなまちづくり、対策等について真剣に検討を重ねて、また、議会の皆様にお示しできるように頑張っまいるというふうに思います。

それから、予算特別委員会におきまして、特に指定管理のこと、在り方のこと、また補助金・負担金の在り方、そして、国保施設特別会計では基金が段々、底をついてくるという中で在り方等々、様々なご意見を付していただいたうえでご議決いただきました。その結果、予算案は通していただきましたけど、やはりその、付していただいた意見というのは、より大事な事柄だというふうに受け止めておりますので、このことにつきましてもしっかりと検討して、研究を重ねてまいりまして、その対策を講じてまいりたいというふうに思います。

おかげさまで人事案件含めました追加議案等につきましても、提案のとおりご議決いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

県立只見高等学校が、話少し変わりますが、９日の日に、朝出発いたしまして、２１日の第３試合ということで、２１世紀枠で、本当にあの、全国的な甲子園大会にできる、晴れが

ましいところに行くことができまして、私たち町村はじめ、町内外、また県内外、多くの方々、特にふるさと友好都市であります柏市では柏駅の東口のオーロラビジョンに只見高校の動画を柏市長さんのコメントを言っていただく中で、今配信していただいております。お隣の三条市長さんからも激励のお電話、祝電等もいただいております。本当にあの、全ての方のことで申し上げることができませんが、本当、多くの方々に、本当に只見高校の野球が、やはり、只見町出身の方、只見町に御縁のあった方、また只見町と同じような境遇にある市町村の方々、多くの方々の人と人との結びつきを只見高校の生徒さんの頑張りの中で、また長谷川監督のご指導の中で、このような機会を得たということは本当にあの、頭が下がる思いでありますとともに、我々も改めてまちづくりに皆様のご意見を賜りながら頑張っていかなければならないという想いを強くしておるところでございます。

それからあの、先ほど、休議中に下に行った時に、南会津建設事務所長から電話ございました。早速、県のほうでは国道252号あいよし橋の災害復旧にあたっての、南会津建設事務所を本部長とする本部会議を立ち上げて、市長で言えば魚沼市長さんと私もそのメンバーに入りましたからというふうなお電話ありましたが、ほかにも多くの方々のメンバーいらっしゃると思いますが、1回目、16日の午後、夕方になるらしいんですが、1回目の会議があるということで、県のほうとしても、早速、そういった対策本部ありますし、選挙区で選出されていらっしゃる国会議員の先生の方々からも、国のほう、国道交通省のほうに、災害復旧だということで既に指示、話はしましたからというお電話も直接、それぞれいただいております。そういった中で、今、多くのお力のお言葉、252号、只見町のゴールデンウイーク前後に開ける大切な道路でございます。そういった道路でございますので、今そういった中で、今詳しいことはわかりませんが、その大きな、大変大きなことではありますけれども、その対策に向けまして、県を中心として万全を期すように、今対策を講じていらっしゃるということも併せてこの場をお借りしてご報告させていただきます。

様々、まだまだ申し上げたいことはございますが、令和4年度に向かうにあたりまして、今回、様々な、林業振興だけでなく、それが、林業振興が観光振興、観光振興が地域振興、様々な産業と結びつく、将来の少子化対策、多くのことに、全て結びつくような対策を一貫してやっていくことの大切さを改めてご教授いただいておりますので、職員共々、町民の皆様の声、議会の皆様のお声をお聴きしながら、今後とも、令和4年度も頑張っていける所存でございますので、ご理解と引き続きのお力添えを賜りたいと存じます。

だいぶ雪も減りましたけども、この何日かの行程によりまして。ですが、まだ、2メートル20ほど、先ほどネットで調べたら、まだ只見の積雪2メートル20ほどあるということで、まだまだ厳しい状況ではございますが、今後にあたりまして議会の皆様のご健康に十分ご留意なされまして、引き続き、ご指導・ご鞭撻賜りますようお願い申し上げまして、3月会議を散会されるにあたりましての御礼の言葉をさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君）　ここで、議長からも一言、御礼とご挨拶を申し上げます。

今回の3月会議は通算10日間の長い日程ではありましたが、令和4年度の重要な町政執行にかかる条例、予算等の審議でありました。

令和4年度予算は、自主財源が減少する中での経費削減を念頭に置いた予算であり、厳しい内容ではありましたが、予算特別委員会を設置し、全ての当初予算について議員各位の慎重審議をいただき、予定どおり終了することができました。

誠にありがとうございました。

3月会議におきましても、一般質問を含め、貴重な提言、厳しい意見等が多く出されております。

町執行部におかれましては、それらを十分留意されまして、町政の健全な運営にあたっていただきますようお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、待ちに待った春を迎え、何かと忙しくなりますので、体には十分留意され、町民の福祉と町政の発展のために尚一層のご奮闘をいただきますよう祈念申し上げまして私の挨拶といたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 3 時 0 6 分)

